「安全衛生優良企業」の認定制度が始まりました

～安全衛生優良企業は労働者の安全や健康を守る企業の証です～

2015年６月から、安全衛生優良企業制度が始まりました。労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している場合に、厚生労働省が認定を行う仕組みです。

この認定を受けるためには、過去３年間の災害発生率が業種平均未満であるなどの基本的事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取り組みを行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、３年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。

認定のメリットは？

・厚生労働省ホームページで優良企業として紹介する

・ハローワークにおける求人活動にて求職者にアピール

・厚生労働省で一般競争入札総合評価落札方式の入札を行うとき、加点事由として評価項目に盛り込むことが検討されている

・地方自治体や民間企業が調達で今後優遇も（滋賀労働局から県内６１団体へ要請しています）

・シンボルマーク・キャッチフレーズ・呼称を使用できます

シンボルマーク

呼称

「安全衛生優良企業」

キャッチフレーズ

「働く人の安全と健康こそ企業の業績」

ＷｏｒｋのＷをモチーフに、積極的な取り組みが認められた企業に対して“リボンとはなまる印”、人々の交流を“笑顔”で表し、多様な企業の連携によるによる魅力発信をイメージしています。

認定の基準の概要は次のとおりです。

　　　　　　第１　企業の状況として満たしていることが

優良企業にふさ

わしいかどうか

確認します

ＳＴＥＰ　　　　　必要な項目

１　　　　　　 ●労働安全衛生法等の違反の状況

　　　　●労働災害発生状況

必要項目を　　　　●その他優良企業としてふさわしくな

全て満たす　　　　　い事項

　　　　　　----------------------------------------------------------------------------

基本的な取組が

できているか確

認します

　　　　　　第２　企業の取組として満たしていることが

　　　　　　　　　必要な項目

　　　　　　　　　●安全衛生体制の状況

　　　　　　　　　●安全衛生全般の取組

積極的な活動を

評価します

ＳＴＥＰ

　 ２　　　 第３　企業の積極的な取組を評価する

　　　　項目

②から⑥ご　　　　①安全衛生活動を推進するための取組

とに６割以　　　　（配点５点）

上、①～⑥　　　　②健康保持増進対策（配点１２点）

全体として　　　　③メンタヘルス対策（配点１０点）

８割以上を　　　　④過重労働防止対策（配点１３点）

取得する　　　　　⑤受動喫煙防止対策（配点２点）

　　　　　　　　　⑥安全でリスクの少ない職場環境の整備（※）（配点１３点）

　　　　　　　　　※⑥は、安全管理者の選任必要業種のみです。

詳細は、ホームページをご覧ください。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan\_index.html



お問い合わせ　　　滋賀労働局労働基準部健康安全課へ

認定の可否を

自己診断できます

　　　　　　　　　℡０７７－５２２－６６５０

（H28.4更新）